

一般社団法人 Le Muse 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Le Muse と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

(目的)

第3条 当法人は音楽及びイタリアを中心として欧州の一般文化活動を通じて広く社会に貢献し、新しい形の国際交流の促進、人材の育成などに努め、我が国の芸術文化の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、本邦及び海外にて次の事業を行う。

- (1) 音楽一般、そして特にクラシック音楽の研究、講演、演奏、発表、交流、翻訳、販売普及に関する事業
- (2) イタリアを中心とした欧州文化の研究、講演、発表、交流、展示、翻訳、販売普及に関する事業
- (3) 音楽一般、特にクラシック音楽、イタリアを中心とした欧州文化の遠隔授業に関する事業
- (4) マスタークラスなどを通して若手音楽家及び指導者などの人材育成、助成に関する事業及び内外団体との交流、協力に関する事業
- (5) 音楽企画制作、マネージメントに関する研究・人材育成・交流に関する事業
- (6) イタリアを中心とした欧州文化の輸入販売に関する事業
- (7) イタリアを中心とした欧州食文化に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載するものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、入会したもの
 - 2 正会員となるには、当法人所定の様式による申込をし、代表理事の承認を得るものとする
- (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人及び法人

(入会)

第6条 正会員、賛助会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の

承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年9月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事2名以上5名以内

2 理事のうち2名を代表理事とする。

(選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(余剰金)

第24条 当法人は、余剰金の分配を行うことが出来ない

(残余財産の帰属)

第25条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年5月31日までとする。

(特別の利益の禁止)

第27条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事兼代表理事 川畑里子

設立時理事兼代表理事 前田美知太郎

設立時理事 山下傑志

平成29年5月10日